

仕 様 書

1. 件名

電磁探査データ解析用クラウド計算システムの利用

2. 作業の目的

国立研究開発法人産業技術総合研究所 地圏資源環境研究部門（以下、産総研という）では、MT 法電磁探査の技術高度化に関する研究開発を行っている。MT 法電磁探査データを用い、3 次元電磁場シミュレーションによる比抵抗構造解析（研究期間：2026 年 3 月 31 日まで）を実施するための高性能クラウド計算システムを利用するものである。

3. 作業項目

（1）クラウド計算システムの利用

4. 作業項目別仕様

（1）クラウド計算システムの利用

本契約において必要とされるクラウド計算システムの構成は以下の通りとする。

① 高精度計算機システム部

- ・オペレーティングシステム：Ubuntu Pro
- ・クラウド上の仮想コンピューティング環境仕様：
 - 仮想 CPU（vCPU）48 コア以上
 - メモリ 1.5 GiB 以上
 - 第 2 世代 Intel Xeon Scalable プロセッサ（Cascade Lake 8252C）搭載
 - 汎用 SSD（IOPS 16,000 以上、スループット 1,000MB/s 以上）、容量 1TB 以上のブロックストレージ
- ・インターネットから直接アクセスできない内部ネットワーク上の仮想サーバーであること。

② 管理ツール

- ・①に対してインターネット経由で直接接続することなく ssh 等で安全に接続し、かつリモート操作（ファイルの転送・ダウンロード・コマンドの送出）を行えること。

- ・中継サーバーや VPN を使わずにブラウザから①にアクセスでき、アクセスログの取得や権限管理が可能であること。

③ 利用形態および期間

- ・①②ともに利用リージョンは日本国内でつくば市に最も近い地域とし、従量課金制での利用とする。利用期間は契約開始後 4 か月間(730 時間/月)とする。本業務において使用を想定するサービス及び予定数量は別紙 1 のとおりとする。なお、予定数量はその利用を保証するものではない。また、別紙サービスの利用に必要な他のサービスなど、別紙にないサービスを利用することもありうる。
- ・請負者は、各利用月の 1 日から末日までの利用した料金の合計額を翌月に請求すること。

5. 貸与品（支給品）

特になし

6. 特記事項

- ・サプライチェーン・リスクに対応するため、別紙に記載する事項に従って契約を履行しなければならない。
- ・契約は日本円建てで行い、利用料金の請求は請負者にて円建てで実施されるものとする。

7. 納入物品、納入期限

7-1. 納入物品

履行期間開始までに下記の情報が含まれた書類を提出すること。

- ・契約サービス名
- ・契約システムの諸元
(高精度計算機システム部、管理ツール)
- ・契約期間
- ・料金プラン
- ・月額料金

※PDF ファイルによる書類提出とし、産総研担当員が指示するファイル共有サービス (BOX) にアップロードすること。

7-2. 納入期限

2025年10月15日

8. 納入の完了

作業完了の後、「7. 納入物品」に記載された納入物品が過不足なく納入され、仕様書を満たしていることを確認して、納入の完了とする。

9. 履行期間

履行期間：2025年10月15日～2026年2月16日

10. 納入場所、履行場所

茨城県つくば市東1-1-1

国立研究開発法人産業技術総合研究所

地圏資源環境研究部門

つくばセンター 中央事業所7群 7-1棟 364室

11. セキュリティ要件

11-1. 受注者に求める資格要件

- ・ 以下いずれかの認証を取得していること。
プライバシーマーク（Pマーク）（JIS Q 15001）
ISO/IEC27018

11-2. クラウドサービスに関する要件

- ・ 政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）クラウドサービスリストに登録されているクラウドサービスであること。ただし、登録されているクラウドサービスに利用可能なものが無い場合には、以下いずれかのクラウドセキュリティ認証を取得、又は監査フレームワークに対応していること。

【クラウドセキュリティ認証】

ISO/IEC27017（JIS Q 27017）

JASA クラウドセキュリティ推進協議会 CS ゴールド マーク

米国 FedRAMP Moderate または High

【監査フレームワーク】

AICPA SOC2 又は SOC3

- ・ 国内にデータセンターを持ち、日本法に準拠していること。

12. 付帯事項

- （1）本仕様書の技術的内容及び知り得た情報については、守秘義務を負うものとする。

- (2) 本仕様書の技術的内容に関する質問等については、調達請求者と協議すること。また、本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、調達担当者と協議のうえ決定する。

サービス	内容	予定数量
Amazon EC2 インスタンス x2iezn. 12xlarge	仮想サーバーイ ンスタンス	月当たり 730 時間×1 台 ×4 ヶ月
Amazon EBS 汎用 SSD (gp3, IOPS:16,000, スループット 1,000MB/s, ストレ ージ量: 1TB)	仮想サーバスト レージ	月当たり 730 時間×1 台 ×4 ヶ月
AWS Systems Manager Session Manager	管理ツール(仮 想サーバーイン スタンスへのア クセス、ファイ ル転送、コマン ド送出)	月当たり 730 時間×1 台 ×4 ヶ月

※Amazon Web Services (AWS) のサービスを例として記載しているが、AWS に限
定するものではない。

サプライチェーン・リスク対応に係る特記事項

1. サプライチェーン・リスクへの対応

受注者は、機器等の意図的な不正改造及び情報システム又はソフトウェアに不正なプログラムを埋め込むなど、国立研究開発法人産業技術総合研究所（以下、「産総研」という。）の意図しない変更が加えられたときに生じ得る情報の漏えい若しくは破壊又は機能の不正な停止、暴走その他の障害等の情報セキュリティ上のリスク（以下「サプライチェーン・リスク」という。）に対応するため、受注者は「IT 調達に係る国の物品等又は役務の調達方針及び調達手続に関する申合せ」（平成 30 年 12 月 10 日関係省庁申合せ）に基づく対応を図らねばならない。

2. 意図しない変更に対する対策

- ①受注者は、本業務の履行に際して、サプライチェーン・リスクが潜在すると知り、又は知り得べきソースコード、プログラム等（以下「ソースコード等」という。）の埋込み又は組込みその他産総研担当者の意図しない変更を行ってはならない。
- ②受注者は、本業務の履行に際して、サプライチェーン・リスクが潜在すると知り、又は知り得べきソースコード等の埋込み又は組込みその他産総研担当者の意図しない変更が行われないように相応の注意をもって管理しなければならない。
- ③受注者は、本業務の履行に際して、情報の窃取等により研究所の業務を妨害しようとする第三者から不当な影響を受けるおそれのある者が開発、設計又は製作したソースコード等（受注者がその存在を認知し、かつ、サプライチェーン・リスクが潜在すると知り、又は知り得べきものに限り、主要国において広く普遍的に受け入れられているものを除く。）を直接又は間接に導入し、又は組み込む場合には、これによってサプライチェーン・リスクを有意に増大しないことを調査、試験その他の任意の方法により確認又は判定するものとする。

3. サプライチェーン・リスクにかかる調査の受入れ体制

- ①受注者は、本業務に産総研担当者の意図しない変更が行われるなど不正が見つかったときは、追跡調査や立入検査等、産総研と連携して原因を調査し、サプライチェーン・リスクを排除するための手順及び体制を整備し、当該手順及び体制を示した書面を産総研担当者に提出しなければならない。

4. サプライチェーン・リスクを低減するための対策

- ①受注者は、サプライチェーン・リスクを低減する対策として、本業務の設計、構築、運用・保守の各工程における不正行為の有無について定期的または必要に応じて監査を行う体制を整備するとともに、本業務により産総研に納入する納入物品に対して意図しない変更が行われるリスクを回避するための試験を行わなければならない。当該試験の項目は、情報セキュリティ技術の趨勢、対象の情報システムの特性等を踏まえ、受注者において適切に設定するものとする。
- ②機器の納入であり、かつ、設計、構築、運用・保守の各工程が存在しない場合は、4. ①の対応は不要。

5. 受注者の業務責任者

- ①受注者は、本業務の履行に従事する業務責任者及び業務従事者（契約社員、派遣社員等の雇用形態を問わず、本業務の履行に従事する全ての従業員をいう。以下同じ。）を必要最低限の範囲に限るものとする。
- ②機器納入であり、かつ、設計、構築、運用・保守の各工程が存在しない場合は、5. ①の対応は不要。

6. 再委託

6.1 本業務の第三者への委託の制限

受注者は、産総研の許可なく、本業務の一部又は全部を第三者（再委託先）に請け負わせてはならない。ただし、6.2 に定める事項を遵守する場合はこの限りではない。

6.2 第三者への委託に係る要件

- ①受注者は、本業務の一部又は全部を第三者に再委託するときは、再委託先の事業者名、住所、再委託対象とする業務の範囲、再委託する必要性について記載した承認申請書を、委託元である産総研に提出し、書面による事前承認を受けなければならない。
- ②受注者は、本業務の一部又は全部を第三者に再委託するときは、再委託した業務に伴う再委託者の行為について、全ての責任を負わなければならない。
- ③受注者は、知的財産権、情報セキュリティ（機密保持を含む。）及びガバナンス等に関して、本仕様書が定める受注者の責務を再委託先も負うよう、必要な処置を実施し、その内容について委託元である産総研の承認を得なければならない。
- ④受注者は、受注者がこの仕様書の定めを遵守するために必要な事項について本仕様書を準用して、再委託者と約定しなければならない。
- ⑤受注者は、前号に掲げる情報の提供に加えて、再委託先において本委託事業に関わる要員の所属、専門性（情報セキュリティに係る資格・研修実績等）、実績及び国籍についての情報を委託元である産総研へ提出すること。
- ⑥受注者は、再委託先において、産総研の意図しない変更が加えられないための管理体制について委託元である産総研に報告し、許可又は確認（立入調査）を得ること。

7. その他

- ①提出された資料等により産総研担当者に報告された内容について、サプライチェーン・リスクが懸念され、これを低減するための措置を講じる必要があると認められる場合に、調達担当者は受注者に是正を求めることがあり、受注者は相当の理由があると認められるときを除きこれに応じなければならない。
- ②産総研は、受注者の責めに帰すべき事由により、本情報システムに産総研担当者の意図しない変更が行われるなど不正が見つかった場合は、契約条項に定める契約の解除及び違約金の規定を適用し、本業務契約の全部又は一部を解除することができる。